

令和3年度組織について



☎ 総務課（本庁舎3階） ☎ 0538-37-4803 FAX 0538-37-4829

※ 4月1日以降の組織と電話番号を記載 ※青字は新設や統廃合、名称変更などがあつた部署

部名	課名(室名)	G(グループ)名	ところ	電話番号	FAX番号
総務部	総務課	総務G・統計G・文書法制G	本庁舎3階	☎ 0538-37-4803	FAX 0538-37-4829
	職員課	人事研修G・給与厚生G		☎ 0538-37-4807	FAX 0538-37-4829
	情報政策課	デジタル政策推進G・システム管理G	西庁舎2階	☎ 0538-37-4818	FAX 0538-37-0174
	危機管理課	危機管理G	防災センター2階	☎ 0538-37-2114	FAX 0538-32-0177
	契約検査課	契約審査G・検査G	西庁舎1階	☎ 0538-37-4802	FAX 0538-33-9200
	市民課	窓口G・記録G	本庁舎1階	☎ 0538-37-4816	FAX 0538-37-2871
	▶ 国勢調査業務の終了に伴い、「統計グループ」を本庁舎3階に移転します ▶ ICT基盤強化を図り、デジタル化を推進するため、政策推進グループを「デジタル政策推進グループ」に改めます				
企画部	秘書政策課	政策・行革推進G	本庁舎4階	☎ 0538-37-4805	FAX 0538-36-8954
	市長公室		本庁舎3階	☎ 0538-37-4801	FAX 0538-37-4829
	資産経営課	資産経営G	本庁舎4階	☎ 0538-37-4804	FAX 0538-37-4876
	広報広聴・ シティプロモーション課	広報G	本庁舎2階	☎ 0538-37-4827	FAX 0538-32-3946
		シティプロモーション推進G		☎ 0538-37-2275	
	市民相談センター		本庁舎1階	☎ 0538-37-4746	FAX 0538-39-2262
	財政課	財政G	本庁舎4階	☎ 0538-37-4883	FAX 0538-37-4876
	市税課	市民税G	本庁舎1階	☎ 0538-37-4826	FAX 0538-33-7715
		諸税管理G		☎ 0538-37-3767	
		土地G・家屋G		☎ 0538-37-4809	
収納課	収納管理G	本庁舎1階	☎ 0538-37-4810	FAX 0538-33-7715	
	収納G		☎ 0538-37-4906		
	債権回収対策G		☎ 0538-37-4762		
▶ 資産経営の観点から公共施設の活用と管理を総合的に取り組むため、「資産経営準備室」と「財政課管財グループ」を統合し、「資産経営課」を新設します					
自治市民部	地域づくり応援課	地域支援・青少年育成G	本庁舎2階	☎ 0538-37-4811	FAX 0538-32-2353
		地域安全・交通政策G		☎ 0538-37-4751	
	地域デザイン推進室		☎ 0538-37-4870		
	スポーツ振興課	スポーツ推進G・施設G		☎ 0538-37-4832	FAX 0538-37-5034
文化振興課	文化振興G	竜洋なぎの木会館	☎ 0538-59-3333	FAX 0538-66-7789	
▶ 地域組織の再編などを支援するため、「地域デザイン推進室」を新設します ▶ オリンピック・パラリンピックの延期・簡略化に伴い、スポーツ戦略室とスポーツ振興グループを統合し、「スポーツ推進グループ」を設置します					
健康福祉部	国保年金課	資格管理G 賦課G	本庁舎1階	☎ 0538-37-4833 ☎ 0538-37-4863	FAX 0538-37-4723
	福祉課	総務G	本庁舎1階	☎ 0538-37-4814	FAX 0538-36-1635
		障害福祉G		☎ 0538-37-4919	
		生活相談G		☎ 0538-37-4797	
	高齢者支援課	地域包括ケア推進G	iプラザ3階	☎ 0538-37-4831	FAX 0538-37-6495
		事業給付G		☎ 0538-37-4869	
	健康増進課	介護保険G		☎ 0538-37-4769	
健康支援G 地域保健G			☎ 0538-37-2011 ☎ 0538-37-2013	FAX 0538-35-4586	
こども部	こども未来課	こども支援G	iプラザ3階	☎ 0538-37-2012	FAX 0538-37-4631
		給付G		☎ 0538-37-4896	
	こども・若者相談センター			☎ 0538-37-2018	FAX 0538-37-2812
	幼稚園保育園課	総務G	iプラザ3階	☎ 0538-37-4858	FAX 0538-37-4631
		運営支援G		☎ 0538-37-2754	
ひと・ほんの庭にこっと		上新屋304	☎ 0538-36-1711	FAX 0538-36-1713	

部名	課名(室名)	G(グループ)名	ところ	電話番号	FAX番号		
産業部	産業政策課	産業振興G・企業立地推進G	西庁舎1階	☎0538-37-4904	FAX 0538-37-5013		
	経済観光課	雇用促進G・商業観光G		☎0538-37-4819			
	農林水産課	農林水産振興G・農地管理G・基盤整備G 地籍調査G		☎0538-37-4813 ☎0538-37-4913		FAX 0538-37-1184	
建設部	道路河川課	管理G	西庁舎2階	☎0538-37-4808	FAX 0538-32-3948		
		道路G		☎0538-37-4897			
		河川G		☎0538-37-4993			
	都市計画課	都市計画G		☎0538-37-4907		FAX 0538-36-2459	
		土地対策G		☎0538-37-4935			
	建築住宅課	住宅管理G		☎0538-37-4851		FAX 0538-33-2050	
		建築G 営繕企画G		☎0538-37-4899 ☎0538-37-2706			
都市整備課	工事G 事業支援G 公園緑地G	西庁舎1階	☎0538-37-7174 ☎0538-37-4830 ☎0538-37-4806	FAX 0538-37-8690			
環境水道部	環境課	環境保全G	西庁舎1階	☎0538-37-4874	FAX 0538-37-5565		
		生活環境G		☎0538-37-2702			
	ごみ対策課	ごみ減量推進G	磐田市クリーンセンター	☎0538-37-4812	FAX 0538-36-9797		
		施設管理G		☎0538-35-3717			
	上下水道総務課	総務G	福田支所2階	☎0538-58-3082	FAX 0538-58-3123		
		給排水サービスG		☎0538-58-3086			
上下水道工事課	施設G	☎0538-58-3281					
	水道工事G	☎0538-58-3282		FAX 0538-58-3271			
	下水道工事G	☎0538-58-3287					
教育委員会教育部	教育総務課	総務G		西庁舎3階		☎0538-37-4821	FAX 0538-36-1517
		施設管理G	☎0538-37-4873				
	放課後児童支援室 学府一体校推進室	☎0538-37-2773					
	学校給食課	学校給食G	☎0538-37-2115				
	学校教育課	教職員G	☎0538-37-4780				
		指導G 教育支援G	☎0538-37-2760 ☎0538-37-4921 ☎0538-37-4923		FAX 0538-36-3205		
	中央図書館	管理G・図書G	見付3599-5		☎0538-32-5254	FAX 0538-32-5154	
	文化財課	管理G・調査G	見付3678-1		☎0538-32-9699	FAX 0538-32-9764	
		歴史文書館	竜洋支所1階		☎0538-66-9112	FAX 0538-66-9722	
	会計課				本庁舎1階	☎0538-37-4817	
議会事務局			本庁舎5階	☎0538-37-4822	FAX 0538-37-4845		
監査委員事務局			西庁舎3階	☎0538-37-4820	FAX 0538-36-3205		
消防本部			福田支所4階	☎0538-59-1119	FAX 0538-59-1777		
磐田市立総合病院			大久保512-3	☎0538-38-5000	FAX 0538-38-5050		

支所	市民生活課	G(グループ)名	ところ	電話番号	FAX番号
福田	市民生活G	(地域振興関係)	福田400	☎0538-58-2370	FAX 0538-55-2110
		(市民関係)		☎0538-58-2371	
		(福祉関係)		☎0538-58-2374	
竜洋	市民生活G	(地域振興関係)	岡 729-1	☎0538-66-9100	FAX 0538-66-2139
		(市民関係)		☎0538-66-9101	
		(福祉関係)		☎0538-66-9109	
豊田	市民生活G	(地域振興関係)	上新屋 304	☎0538-36-3150	FAX 0538-34-2496
		(市民関係)			
		(福祉関係)			
豊岡	市民生活G	(地域振興関係)	下野部 48	☎0539-63-0020	FAX 0539-63-0031
		(市民関係)		☎0539-63-0027	
		(福祉関係)		☎0539-63-0037	
▶ 豊田支所が「アミューズ豊田」へ移転することに伴い、豊田支所庁舎は防災備蓄ステーションとして整備します					

医療費分析の結果をお知らせします

☎国保年金課（本庁舎 1 階） ☎ 0538-37-4833 FAX 0538-37-4723

健康な生活と医療費削減のために、生活習慣病を知って予防しよう

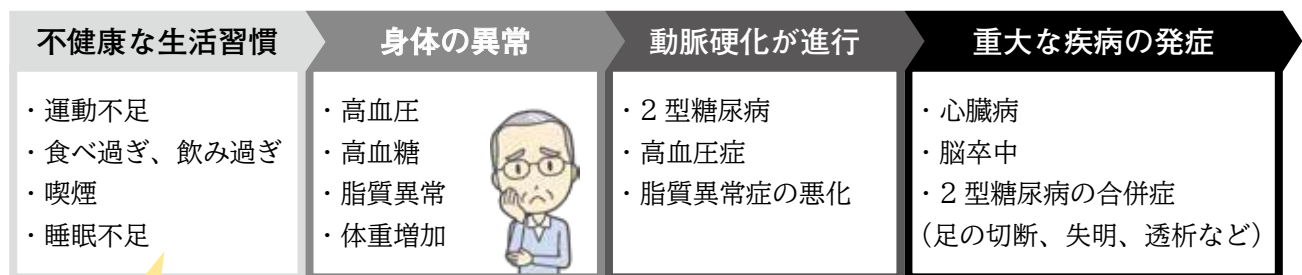
令和元年度の磐田市国民健康保険における医療費を分析した結果、**生活習慣病**が総医療費の約23%（約28億4千万円）、加入者の約44%（約18,000人）を占めていることが分かりました。

また、^{※1}2型糖尿病の合併症の1つである、慢性腎臓病(CKD)の悪化に伴う人工透析治療の医療費は、1人当たり約535万円/年となっています。これは**予防できる疾病の中で最も高額**です。

健康な生活と医療費削減のために、生活習慣を見直して生活習慣病を予防していきましょう。

※1 食べ過ぎ、飲み過ぎ、運動不足など、不健康な生活習慣が原因と考えられている糖尿病

◎ 何気ない日々の不健康な生活習慣が重大な疾病に繋がるかも・・・



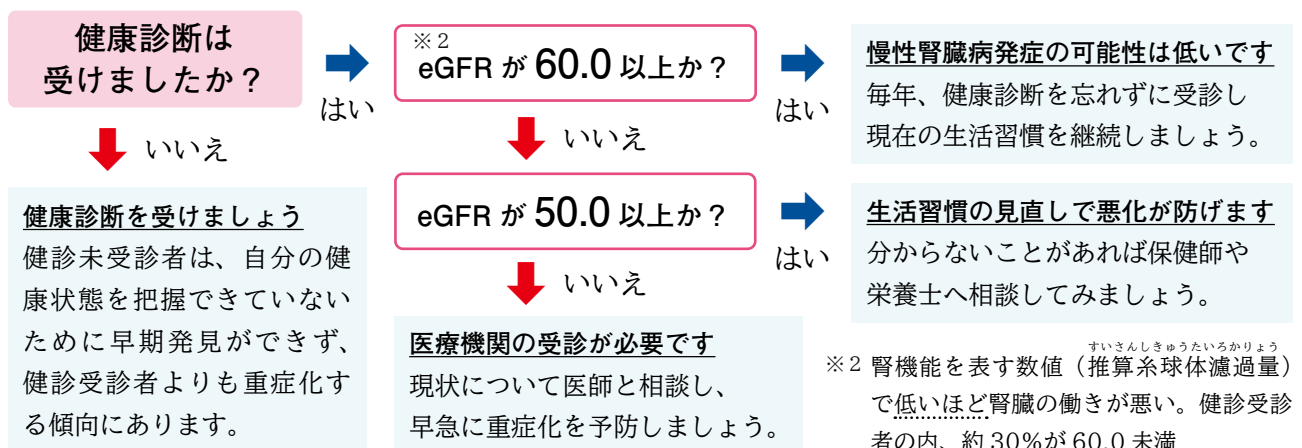
要注意！
生活改善を
始めましょう

～人工透析治療を開始すると、

さまざまな制限がある生活を一生継続していくことになります～

- ▶ 一般的に週3回、1回4時間の人工透析治療が必要になります
- ▶ 一度始めた人工透析治療は止めてしまうと命にかかわります

健診結果から慢性腎臓病の発症リスクをチェックしてみよう



☎健康増進課 ^{あい}(i プラザ 3 階) ☎ 0538-37-2013 FAX 0538-35-4586

固定資産税の評価額を見直します



問市税課（本庁舎1階） ☎ 0538-37-4809 FAX 0538-33-7715

固定資産の評価替えとは

固定資産税は、土地や家屋など固定資産の適正な時価に基づいて課税されます。

評価替えとは、定められた基準に基づき、資産の価格の変動に対応して評価額を適正で均衡のとれた価格に見直す作業のことをいいます。令和3年度は3年に1度の評価替えの年度となります。令和4年度、令和5年度は原則として評価額を据え置くこととされています。

土地

土地の評価は、全ての土地を対象とし、地目別に定められた評価方法で行います。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目に関わらず、その年の1月1日（賦課期日）現在の土地の現況で認定します。

宅地などの場合は、土地の利用状況などにより類似した地区ごとに分類し、地区内の標準的な宅地の不動産鑑定価格の7割を基に評価額が決まります。（令和3年度の評価替えでは令和2年1月1日が価格調査基準日）価格調査基準日から令和2年

7月1日の半年間に地価の下落があり、評価額を据え置くことが適当でない場合は、評価額を下方修正します。宅地以外の地目についても評価替えにより、評価額を見直しています。

家屋

既存の家屋は、経過年数による損耗の程度や固定資産評価基準の改正を考慮して、評価額を見直します。

なお、令和2年中に新增築された家屋は、令和3年基準により評価額を算定します。

固定資産税額の確認と納付をお願いします

固定資産税額の確認

固定資産税は1月1日時点で、土地や家屋、償却資産（事業用資産）を所有する方に納めていただく税金です。

納税通知書と課税明細書は、4月下旬に併せて発送します。で、課税内容の確認をお願いします。

課税明細書には、物件の所在や面積などのほか、土地は一筆ごと、家屋は一棟ごとに税相当額が記載されています（償却資産は記載されていません）。

課税明細書は再発行することができませんので、大切に保管してください。

※令和3年1月1日時点で所有する固定資産が令和3年度の課税の対象になりますので、次に該当する場合は、市税課へご連絡ください

- ① 所有権移転登記を済ませたが、宛名が変わっていない
- ② 記載のない土地や家屋を所有している

③ 記載のある家屋の取り壊しをした

④ 登記されていない家屋の相続や贈与、売買をした

固定資産税評価額の縦覧

令和3年度に課税の基礎となる面積や課税地目、評価額などが無料で縦覧できます。

▼縦覧期間／4月1日（木）～5月31日（月）の平日（開庁時間内）

▼縦覧場所／市税課（本庁舎1階）

▼縦覧できる方／市内の土地・家屋の納税者、納税者と同じ世帯の親族、納税者から委任された方

▼持ち物／運転免許証など本人確認ができるもの

納付について

納付は便利な口座振替をご利用ください。

なお、納付書でお支払いの場合は、金融機関やコンビニエンスストアで納期限までに納めてください。



高齢者の各費用を助成します

問 高齢者支援課（いプラザ3階）

☎ 0538-3714869
FAX 0538-3716495

安心して在宅生活を続けるために

紙おむつ購入費助成

▼対象／市内在住かつ在宅で本人市民税非課税の方で、次の支給要件のいずれかに該当する方。ただし、令和2年度に紙おむつ購入費助成の決定を受けた方は、本人市民税が課税であっても、次の支給要件のいずれかに該当する場合、令和3年度紙おむつ購入費助成の対象となります

支給要件

- ・介護保険の要介護4または要介護5の方
- ・介護保険の要支援1から要介護3の方（要支援・要介護と同程度の方を含む）で紙おむつの必要性が認められる方

タクシー利用料金助成

▼対象／市内在住かつ在宅で世帯全員の市民税所得割額が9万円以下の方で、介護保険の要支援・要介護に該当する方または要支援・要介護と同程度の方

はり・きゅう・マッサージの治療費助成

▼対象／市内在住で申請する日に満70歳以上の方

▼内容／受療券は年間で6枚、1回につき1000円分を助成

各助成の受付期間

4月1日(木)～来年3月31日(木)

申請場所

◎高齢者支援課（いプラザ3階）

※紙おむつ購入費助成、タクシー利用料金助成は、4月9日(金)まではいプラザ2階特設窓口で受け付けします

◎各支所市民生活課

▼持ち物／対象者の介護保険被保険者証、代理申請の場合は、申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）、各種障害者手帳（タクシー利用料金助成を申請する方で手帳をお持ちの方）

▼その他／申請は毎年度必要です

盗難ゼロキレイな街でもてなし

問 地域づくり応援課（本庁舎2階）

☎ 0538-3714751
FAX 0538-3212353

自転車は自転車駐車場へ止めましょう

JR磐田駅周辺には「放置自転車等指導整理区域」（下図参照）が定められています。路上への駐車は景観を損ねるだけでなく、消火・救急活動などに支障を来してしまいます。

また、目の不自由な方の通行の妨げとなり大変危険です。区域内に一定期間以上放置された自転車などは、市が撤去します。

自転車等駐車場を利用しましょう

自転車はJR磐田駅周辺に5カ所ある自転車等駐車場に止めましょう。また、より多くの方が利用できるよう、所定の場所に順序良く駐車してください。長期にわたり放置された自転車などは、市が撤去します。

自転車には鍵を掛けましょう

自転車等駐車場内でも自転車の盗難が発生しています。自転車を止める際には、しっかりと鍵を掛けるよう

にしましょう。盗難の被害に遭いにくくするためには2カ所以上施錠（ツーロック）することをお勧めします。



- ① 磐田市栄町自転車等駐車場
 - ② 磐田西町第1自転車駐車場
 - ③ 磐田西町第2自転車等駐車場
 - ④ 磐田駅南自転車等駐車場
 - ⑤ 磐田駅東自転車駐車場
- ※①のみ有料(自転車1日50円、原動機付自転車1日100円)

「お助け号」の運行案内

問 地域づくり応援課（本庁舎2階）
 ☎ 0538-37-4751
 FAX 0538-32-2353

4月1日から運行内容の一部が変更になります

「お助け号」は、市内を8つの地区に分けて運行しているデマンド（予約）型乗合タクシーです。

通院や買い物など、日常生活の移動手段として利用されている「お助け号」をより便利に利用していただくため、4月から次の変更をします。

① 指定施設（目的地）の追加

全ての路線に『ワークピア磐田前』『ワークピア磐田下』を追加します。

「豊田線」に『草馬整形外科・リハビリテーション科クリニック』『長谷川デンタルクリニック』を追加します。

② 運行時刻の追加

「東部線」に午後1時と午後3時発車の便を追加します。

③ 運賃の変更

「福田線」の『遠鉄「大原団地」バス停』と「豊岡線」の『遠鉄「新開・飛龍大橋東」バス停』までの運賃を、400円から200円に変更します。

④ 指定施設の移転

「豊田線」の『豊田支所』は、アミューズ豊田へ移転します。

※「お助け号」の利用には事前登録（無料）が必要です。利用方法や運賃など詳細は、市ホームページや各支所、交流センターにあるパンフレット（3月下旬更新予定）をご確認いただくか、地域づくり応援課までお問い合わせください

運転免許証自主返納者への運賃割引

「お助け号」では、65歳以上で運転経歴証明書を提示された方の運賃が半額になる制度を導入しています。

運転経歴証明書は、運転免許証の自主返納の手続きをする際に、警察署などで申請の上、交付を受けることができます（手数料が1100円かかります）。詳しくは、磐田警察署（☎37-0110）へご確認ください。

令和2年度緑の募金事業

問 都市整備課（西庁舎1階）
 ☎ 0538-37-4806
 FAX 0538-32-8690

ご協力ありがとうございました

令和2年度の緑の募金は、皆様のご協力により総額223万37円の募金が集まりました。

ご協力いただいた募金は、公益社団法人静岡県グリーンバンクに集められ、県内の森林整備や各市町への

交付金などの各事業に分けられます。各市町では緑を増やす活動や支援に交付金を活用しています。

令和3年度も緑の募金活動を実施しますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。



緑の募金
 マスコットキャラクター
 どんぐりくん



緑の募金って何？

緑の募金とは、森の整備やみんなの住むまちに緑を増やすための募金だよ。

どのように募金をお願いしているの？

自治会の協力による「家庭募金」や小中学校に集めてもらう「学校募金」、イベントなどで集める「街頭募金」を行ってお願いしているよ。

募金は何に使われているの？

地域の花壇整備や防潮堤への植樹、緑の教室などに使われているよ。